

**紛争処理パネル裁定**  
株式会社リクルートホールディングス 対 Shizuku Mizoguchi,  
Mizoguchi Shizuku  
事件番号 D2023-5062

**1. 紛争当事者**

申立人は、株式会社リクルートホールディングスであり、その住所地は日本国である。申立人の代理人は、TMI Associates であり、その住所地は日本国である。

被申立人は、Shizuku Mizoguchi, Mizoguchi Shizuku であり、その住所地は日本国である。

**2. メイン名および登録機関**

紛争の対象であるドメイン名 : <recruit-gold.com>

本件ドメイン名の登録機関 : GMO Internet, Inc. d/b/a Discount-Domain.com and Onamae.com

**3. 手続の経過**

本件申立書は、2023年12月7日にWIPO仲裁調停センター（以下「センター」）へ提出された。センターは2023年12月8日にメールにより本件ドメイン名の登録確認を登録機関GMO Internet, Inc. d/b/a Discount-Domain.com and Onamae.comに要請した。2023年12月11日にGMO Internet, Inc. d/b/a Discount-Domain.com and Onamae.comはメールによりセンターへ登録確認の返答をし、申立書に記載された被申立人および連絡先細目と異なる情報を当該ドメイン名の登録者として公開した。センターは申立人へ2023年12月15日に登録機関により公開されたドメイン名登録者および連絡先細目を通知した。それに伴い、申立人は申立書を訂正できると案内された。申立人は申立書の補正書を2023年12月20日にセンターへ提出した。

センターは申立書および補正書が統一ドメイン名紛争処理方針（以下「処理方針」）、統一ドメイン名紛争処理方針手続規則（以下、「手続規則」）およびWIPO統一ドメイン名紛争処理方針補則（以下、「補則」）における方式要件を充足していることを確認した。

手続規則第2条および第4条に従い、センターは本件申立を被申立人に通知し、2024年1月5日に紛争処理手続が開始された。手続規則第5条に従い、答弁書の提出期限は2024年1月25日であった。被申立人は、期日までに答弁書を提出しなかった。したがって、センターは、2024年1月26日に被申立人の懈怠を通知した。

センターは、Masato Dogauchi を単独のパネリストとして本件について 2024 年 2 月 19 日に指名した。紛争処理パネルは、同パネルが正当に構成されたことを確認した。手続規則第 7 条の要請に従い、紛争処理パネルはセンターへ承諾書および公平と独立に関する宣言を提出した。

#### 4. 背景となる事実

申立人は 1963 年に「株式会社日本リクルートセンター」という商号で設立された日本法人であり、1984 年に「株式会社リクルート」へ、2012 年に「株式会社リクルートホールディングス」へと商号変更がされ、現在、日本を含む世界各国で求人情報、進学情報等の情報誌ビジネスを中心とした多岐にわたる事業を展開している。申立人が、社名の一部を構成する RECRUIT として少なくとも日本において著名であることは、東京地方裁判所平成 5 年 3 月 24 日判決（平成 2 年（ワ）16538 号）においても認められている。

申立人は、少なくとも以下の RECRUIT の商標を有している。

- 日本商標：5702492 号、2014 年 9 月 12 日登録;
- 日本商標：5746324 号、2015 年 3 月 6 日登録;
- アメリカ合衆国商標：2980181 号、2005 年 7 月 26 日登録。

本件ドメイン名は 2023 年 6 月 7 日に登録機関に登録され、その登録契約の言語は日本語であった。また、本件ドメイン名により表示される画面には、申立人グループの運営する公式なウェブサイトへ誘導するタブとともに、詐欺的な内容が記載されたウェブサイトへ誘導するタブも設置され、また、トップページから新規登録画面に進むと、年齢認証の名目で身分証明書の写しのアップロードを求める記載もある。

#### 5. 当事者の主張

##### A. 申立人

申立人は、処理方針が本件ドメイン名の移転のために要求する 3 つの要件のすべてを満たしていると主張している。

##### B. 被申立人

被申立人は、申立人の主張に対して何ら答弁してない。

#### 6. 審理および事実認定

手続規則第 15 条(a)項によれば、「パネルによる申し立ての裁定は、ポリシー、手続規則、および適用可能と判断した法の規則や原則に従い提出された、陳述と文書に基づくものとします。」とされている。本件では、被申立人は答弁書を提出していないので、適法に提出されている申立書に基づいて認定される事実を前提に判断する。

処理方針第 4 段(a)項によれば、申立人は以下の 3 つの要件のすべてを立証しなければならない。

「(i) あなたのドメイン名が、申立人が権利を有する商標または役務商標（サービスマーク）と、同一または混同を引き起こすほどに類似しており； かつ

(ii) あなたが、そのドメイン名についての権利または正当な利益を有しておらず； かつ

(iii) あなたのドメイン名が悪意で、登録かつ使用されていること。」

## A. 同一または混同を引き起こすほどに類似していること

混同を引き起こすほどの類似性のテストは、申立人の商標と本件ドメイン名とを合理的かつ直接的な比較によって判断されるべきである。WIPO Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions, Third Edition, ("[WIPO Overview 3.0](#)"), section 1.7 参照。

4 記載の通り、申立人は RECRUIT の商標を、被申立人の住所がある日本を含む複数国で正当に所有している。

本件ドメイン名は、申立人の RECRUIT の商標と同一の文言を完全に含んでいる。「-gold」という文字は本件ドメイン名の中に含まれる申立人の商標を認識することを何ら妨げるものではない。[WIPO Overview 3.0](#), section 1.8 参照。また、「.com」という gTLD (一般トップレベルドメイン) は、混同を引き起こすほどの類似性の要件の判断においては無視してよいものである。[WIPO Overview 3.0](#), section 1.11.1 参照。

したがって、本紛争処理パネルは、本件ドメイン名は申立人が有する商標と混同を引き起こすほど類似しており、処理方針第 4 段(a)項(i)の要件は具備されていると判断する。

## B. 権利または正当な利益を有していないこと

申立人は、申立人と被申立人とは一切関係性も関連性もなく、申立人は被申立人に RECRUIT の商標の使用許諾をしていない旨主張している。処理方針によれば、すべての要件の証明責任は申立人にあるが、被申立人は上記の申立人の主張に対して反論する答弁書を提出しておらず、かつ、申立人の主張に不自然なところはないことから、被申立人が権利または正当な利益を有していないことを申立人は反証不能なほどに立証したと認める。[WIPO Overview 3.0](#), section 2.1 参照。

さらに、本件ドメイン名により表示される画面には、詐欺的な内容が記載されたウェブサイトに誘導するタブが設置され、トップページから新規登録画面に進むと、年齢認証の名目で身分証明書の写しのアップロードを求める記載もあり、被申立人が本件ドメイン名について正当な利益を有しているとは認められない。[WIPO Overview 3.0](#), section 2.4 参照。なお、その画面には、申立人グループの運営する公式なウェブサイトに誘導するタブもあるが、これは申立人との関係を示唆することを意図するものであるということができ、上記の判断を左右するものではない。

したがって、本紛争処理パネルは、被申立人は本件ドメイン名についての権利または正当な利益を有しているとは言えず、処理方針第 4 段(a)項(ii)の要件は具備されていると判断する。

## C. 悪意で、登録かつ使用されていること

申立人は、多くの RECRUIT 商標を有し、本件ドメイン名が登録された 2023 年 6 月 7 日の時点で、社名の一部である RECRUIT という名称は著名であったと主張しているのに対して、被申立人は答弁書を提出しておらず、かつ、申立人の主張に不自然なところはないことから、本紛争処理パネルは、申立人の主張をその通り認める。したがって、被申立人は、本件ドメイン名の登録時に申立人の商標を知らなかったか、または知るべきであったとは言えないという蓋然性はほぼないといってよいと判断する。[WIPO Overview 3.0](#), section 3.2.2 参照。

他方、被申立人は本件ドメイン名を用いて、詐欺的な意図を十分に窺わせる行為をしていると認められ、本紛争処理パネルは、方針第 4 段(b)(iv)に従い、被申立人は本ドメイン名を悪意の目的で使用していると判断する。[WIPO Overview 3.0](#), section 3.4 参照。

したがって、本紛争処理パネルは、本件ドメイン名は悪意で、登録かつ使用されており、処理方針第 4 段(a)項(iii)の要件は具備されていると判断する。

## 7. 裁定

以上の理由により、処理方針第 4 条(i)項および手続規則第 15 条に従い、本紛争処理パネルは当該ドメイン名<recruit-gold.com>を申立人へ移転することを命じる。

*/Masato Dogauchi/*

**Masato Dogauchi**

単独パネリスト

日付：2024 年 2 月 22 日